

国の債権に係る情報の公表

法務省 (一般会計)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和2年度						令和3年度						令和4年度											
	管理対象債権額			消滅額			管理対象債権額			消滅額			管理対象債権額			消滅額								
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分							
					うち不納欠損額	うち不納欠損額					うち不納欠損額	うち不納欠損額												
合計	52,090	5,286	46,804	46,491	3,330	14	43,160	0	58,194	5,418	52,776	52,263	3,472	6	48,791	0	59,573	5,847	53,726	53,626	3,850	71	49,775	0
備考	主な歳入金債権 ・免許料及び手数料債権 43,958 ・刑務所作業費債権 2,740			・免許料及び手数料債権 40,565 ・刑務所作業費債権 2,739			主な歳入金債権 ・免許料及び手数料債権 48,882 ・刑務所作業費債権 2,596			・免許料及び手数料債権 45,160 ・刑務所作業費債権 2,596			主な歳入金債権 ・免許料及び手数料債権 49,775 ・刑務所作業費債権 2,082			・免許料及び手数料債権 46,005 ・刑務所作業費債権 2,082								

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和2年度末現在額									令和3年度末現在額									令和4年度末現在額								
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分			
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	
債権の種類																											
(部)雑収入	5,595	4	3,639	199	1,137	204	4,776	-	614	5,930	28	3,955	205	1,127	234	5,083	0	612	5,947	17	3,933	173	627	190	4,560	-	1,196
(款)国有財産利用収入	371	0	126	43	202	43	328	-	-	382	0	203	43	135	43	338	-	-	359	0	2	18	337	18	340	-	-
(項)国有財産貸付収入	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	0	0	-	0	0	-	-	0	0	-	0	-	0	-	-	
(目)公務員宿舍使用料債権	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	0	0	-	0	0	-	-	0	0	-	0	-	0	-	-	
(目)物件貸付料債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	
(目)物件使用料債権	0	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	
(項)利子収入																											
(目)利息債権	371	-	126	43	202	43	328	-	-	382	-	203	43	135	43	338	-	-	358	-	2	18	337	18	340	-	-
(款)諸収入	5,223	4	3,512	156	935	160	4,448	-	614	5,548	28	3,752	162	992	190	4,744	0	612	5,588	17	3,930	154	289	171	4,220	-	1,196
(項)許可及手数料																											
(目)免許料及び手数料債権	3,393	-	3,393	-	-	3,393	-	-	3,721	-	3,721	-	-	-	3,721	-	-	-	3,750	-	3,750	-	-	-	3,750	-	-
(項)懲罰及没収金																											
(目)金銭引渡請求債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	
(項)弁償及返納金	1,550	4	94	132	712	136	806	-	607	1,563	28	3	137	788	166	791	0	604	1,552	17	82	133	242	150	324	-	1,077
(目)費用弁償金債権	9	-	-	0	9	0	9	-	0	9	-	-	0	9	0	9	-	-	9	-	-	0	9	0	9	-	-
(目)立替金返還金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	
(目)返納金債権	70	0	0	29	18	29	19	-	21	67	-	2	26	17	26	20	0	21	73	0	7	26	17	27	25	-	21
(目)弁償金債権	5	-	-	4	-	4	-	-	1	2	-	-	0	-	0	-	-	1	13	10	-	0	-	11	-	-	
(目)損害賠償金債権	1,465	3	93	98	684	102	777	-	584	1,484	28	1	110	761	139	762	-	582	1,456	5	75	105	215	111	290	-	1,054
(項)矯正官署作業収入																											
(目)刑務所作業費債権	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	-	-
(項)雑入	278	-	25	23	222	23	247	-	7	262	-	26	24	203	24	230	-	7	284	0	98	20	47	20	145	-	118
(目)費用弁償金債権	19	-	-	19	0	19	0	-	0	19	-	0	19	0	19	0	-	0	19	-	-	18	0	18	0	-	0
(目)延滞金債権	191	-	25	4	154	4	179	-	7	175	-	26	4	136	4	162	-	7	169	0	3	1	47	1	50	-	118
(目)利息債権	67	-	-	-	67	-	67	-	-	67	-	-	-	67	-	67	-	-	95	-	95	-	-	-	95	-	-
合計	5,595	4	3,639	199	1,137	204	4,776	-	614	5,930	28	3,955	205	1,127	234	5,083	0	612	5,947	17	3,933	173	627	190	4,560	-	1,196

※1 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
 ※2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

法務省所管
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	1	0	1	0	(目)延滞金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1	0	1	0	(目)返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	8	13	8	13	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	8	13	8	13	(目)返納金債権 0 (目)費用弁償金債権 9 (目)延滞金債権 4
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

法務省所管
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	1	0	-	-	1	0	(目)物件使用料債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	9	6	9	6	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	6	2	6	2	(目)費用弁償金債権 0 (目)損害賠償金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	3	3	3	3	(目)弁償金債権 3 (目)損害賠償金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

法務省所管
一般会計

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1	0	1	0	(目)損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	35	71	35	71	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	-	-	3	2	3	2	(目)損害賠償金債権 2 (目)弁償金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	-	-	17	29	17	29	(目)損害賠償金債権 29 (目)返納金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	-	-	15	39	15	39	(目)利息債権 24 (目)損害賠償金債権 11 (目)延滞金債権 3
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-	